

代議員選挙の流れ

1 代議員

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員となります。
- ・正会員の選挙により選出します。
- ・選挙は3年に1度実施します。
- ・正会員の権利のほか、総会で議決権を行使できます。
- ・無報酬です。

2 代議員総定数

80名以上120名以内となります。

3 代議員数の地区定数

全国を7地区に分け、各地区の正会員数を比例按分し、各地区の定数を決定します。

4 代議員の任期

任期は、令和7年3月1日から令和10年2月末日までの3年間となります。

5 選挙権と被選挙権

- ・代議員の選挙権は、本会員の令和6年9月1日現在の正会員に限り有します。
- ・被選挙人となるには選挙権を有する正会員でなければなりません。
- ・選挙人及び被選挙人の所属地区区分は、令和6年9月1日時点の会誌送付先住所によります。

6 有権者名簿の送付

- ・令和6年9月1日時点の「有権者名簿」を正会員に送付します。
- ・選挙人は、有権者名簿に脱漏、誤記がある場合には令和6年10月31日までに FAX 又はメールにより代議員選挙管理委員会へ異議の申立てを行うことができます。

7 代議員候補

- (1) 自薦
 - ・自ら立候補することができます。なお、代議員

立候補の届出書を令和6年11月15日必着で提出してください。

- ・他の地区からの立候補はできません。

(2) 他薦

- ・他の正会員を代議員候補として推薦することができます。その場合、推薦者は本人から候補者となることの同意を得てから、推薦届出書を令和6年11月15日必着で提出してください。
 - ・候補者本人の同意なく勝手に推薦はできないことにしていますのでご注意ください。
 - ・推薦者は他の地区の正会員を推薦することはできません。
- (3) 候補者名簿(有権者名簿)
 - ・正会員に送付します。

8 投票

選挙投票期日は、令和7年1月31日までとします。

(1) 地区定数を越えた地区の場合

- ・地区の正会員に候補者名簿を送付し、3名を選んで投票していただきます。
- ・投票用紙は正会員に別途送付します。
- ・投票は、無記名投票とします。
- ・得票数の多い順に当選人とし、同数の場合は代議員選挙管理委員会が抽選により決定します。

(2) 地区定数に達しない地区の場合

- ・投票は行わず候補者全員が当選人となります。
- ・総定数の下限数80名に達しない場合には、地区定数に達しない地区に限り、速やかに期間を延長し、候補者の追加受付を行います。

9 当選通知

- ・代議員選挙管理委員会は当選人に当選の通知を行い、当協会の WEB サイト(ホームページ)に選挙結果を掲載します。

「地区区分」 (北海道):北海道、(東北):青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県、(関東):茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県、海外、(中部):富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県、(関西):滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県、(四国):徳島県・香川県・愛媛県・高知県、(九州):福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県